

よくある質問

1 保育園を休んだ場合の保育料

登園していなくても、在籍している限り保育料は発生します。※休園制度はありません。

2 年度途中で年齢が変わった場合、保育料も変わるのか

年度の途中で誕生日を迎えても、保育料は変わりません。4月1日に在籍するクラス年齢の基準額を納めていただきます。

3 給料が減ったら保育料も安くなるのか

保育料は、前年の収入に対する税額で算定しますので、毎月の給料が減ってしまったとしても、ただちに保育料が変わるわけではありません。

4 保育料が高くなっていったのはなぜか

保育料が高くなるということは、前々年の収入より前年の収入が増え、市民税額が高くなったことが主な理由として考えられます。また、未申告の方については最高額で算定していますので、速やかに申告を行い、市民税課税（非課税）証明書を子育て支援課にご提出ください。

5 ひとり親世帯は保育料は無料か

ひとり親世帯=無料ではありません。0～2歳児クラスの保育料は市民税額により決定します（3～5歳児クラスについては税額に関わらず無償化）。

6 祖父母と同居している場合の保育料はどのように算定されるのか

父母（母子、父子含む）の年収が120万円未満で、祖父母と同居している場合は、住民票上世帯が別でも、同居している祖父母のうち課税額が高い方（家計の主宰者）を基準に保育料を決定します。

7 離婚前提の別居をしている場合の保育料はどのように算定されるのか

母（父）子だけで住んでいる場合、住民票が別住所で登録されていることと、離婚に向けて話し合いをしている証明書を提出していただいた場合、監護・養育している保護者のみの税額で算定します。別居しているだけではひとり親には該当しません。

8 離婚前提の別居をしており、祖父母等と同居している場合の算定

実家等に帰っている場合、住民票が別住所で登録されていることと、離婚に向けて話し合いをしている証明書を提出していただいた場合、監護・養育している保護者のみの税額で算定しますが、年収が120万円以下の場合、同居している家計の主宰者の市民税額で算定します。ひとり親には該当しません。

9 内縁関係にある方と同居している場合の保育料の算定（同居者の増減）

内縁者も保育料の算定に含めます。

また、同居者の増減による保育料の変更は、住民票異動の翌月から反映します。（同じ住所で世帯分離をしても算定に含めます。）

10 海外で生活していた場合の保育料算定

前年の収入額がわかるものと、その文面を日本語に和訳したものを一緒に提出していただき、日本のレートに換算して算定します。(米国の場合「ウェッジ アンド タックス ステートメント」通称「W2」)

11 生活保護の受給開始または廃止した場合

保育料を再算定しますので、園または子育て支援課に「生活保護開始または廃止」の通知書(コピー可)をご提出ください。

12 保育料決定後、収入や控除等の申告を税務署や市役所で申告した場合の保育料再算定

申告後の結果を反映した「課税(非課税)証明書」を子育て支援課に提出ください。再度算定を行います。

現年度内(令和6年4月分以降)の保育料のみ再算定をします。前年度の再算定はしません。

業務の都合上、受付期限を設けています。令和7年3月31日(月)17:00までに市県民税課税(非課税)証明書を子育て支援課に提出してください。

【税務署で申告した場合】

申告書の写しを市役所市民税課に提出し、該当年度(令和5年度または令和6年度)の市県民税課税(非課税)証明書を発行してもらい、子育て支援課に提出してください。

【市役所市民税課で申告した場合】

申告後、該当年度(令和5年度または令和6年度)の課税(非課税)証明書を発行してもらい、子育て支援課に提出してください。

13 配偶者控除について

退職や育児休業等で、年収が103万以下(給与所得額38万円以下)の方は、夫また妻の税金について配偶者控除が受けられます。勤務先からもらう源泉徴収票の配偶者欄に「*」印が無い方は、①税務署にて確定申告をし、②申告書の写しを市役所市民税課に提出し、③当該年度の市県民税課税証明書を子育て支援課に提出してください。保育料を再算定します。

14 定額減税分について

令和6年9月から令和7年8月分の算定には、定額減税反映後の市民税所得割額を用いています。

ただし、定額減税は1回限りのため、令和7年9月以降の算定では階層が上がる(保育料が増える、副食費徴収免除ではなくなる)ことが想定されます。